

第1章 計画策定にあたって



本計画は、下記の流れに沿って策定しました。

■計画策定の経緯

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

平成29年度:全3回実施

平成30年度:全8回実施

3ページ

国の動き(法改正)

5ページ

東京都の動き

6ページ

西東京市の動き

14ページ

市民の声

パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント 意見件数3件
市民説明会 2回開催

アンケート調査
地区懇談会
団体・事業者調査

第4期西東京市地域福祉計画

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度
地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京
～ともに生きる!まちづくり～

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

国では、平成 12 年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要援護者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成 29 年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■背景

- 少子高齢化・人口減少社会の進行、社会保障関係経費の増加
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加
- 高齢者・障害者・子どもといった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など）

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといった様に、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取組の支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
平成30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

■地域福祉計画関連条文 社会福祉法一部改正（平成30年4月1日施行）

<p>（市町村地域福祉計画）</p> <p>第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</p> <p>2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p>
--

(2) 東京都の動き

東京都では、平成 18 年に福祉、保健、医療施策の基本方針となる「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを計画期間とする「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	<ol style="list-style-type: none">1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(3) 西東京市の動き

市では、平成 12 年の社会福祉法改正を受け、平成 16 年 3 月に第 1 期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成 21 年 3 月には「第 2 期西東京市地域福祉計画」、平成 26 年 3 月には「第 3 期西東京市地域福祉計画」を策定し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成 22 年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民とともに地域の課題を解決していく市独自の仕組みが整いました。

市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、住民参加型のまちづくり活動である「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再構築に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、市民や関係者にとって分かりやすく、より効率的で、効果的な仕組みの検討が必要な状況となっています。

また、市では平成 28 年度から「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。地域福祉分野においては、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりについて話し合われてきました。

一方で、少子高齢化の進行や世帯の少人数化が進む中で、市においても近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や必要な支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、第 3 期計画を踏まえ、新たに「第 4 期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

■地域に関する主なネットワーク

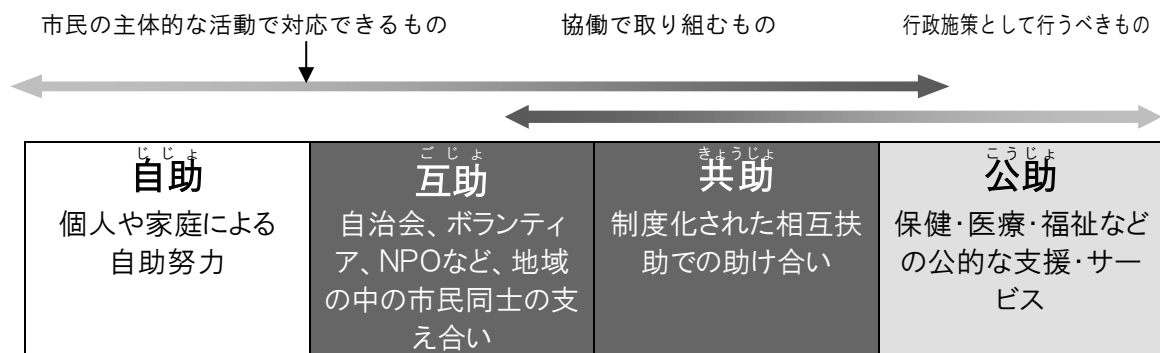
課題ベース	対象者ベース	地域ベース
ほっとするまちネットワークシステム 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や関係機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	ささえあいネットワーク 高齢者の見守りの中で異変等の早期発見と適切な対応を促進する	地域協力ネットワーク 地域で活動している様々な団体や市民が連携・協力し、安全・安心なまちづくりのために活動する ふれあいのまちづくり 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、住民参加型のまちづくり活動を行う

2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものです。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、「自助」「公助」だけでなく市民同士の支え合いにより解決していく「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。



第3期地域福祉計画までは、「自助・共助・公助」の3つの区分で記載をしていましたが、第4期地域福祉計画では下記の国の地域包括ケアシステムの考え方及び、西東京市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、4つの区分に変更しています。

参考 国の定義

平成 25 年度の地域包括ケア研究会報告書では、自助・互助・共助・公助を以下の様に定義しています。

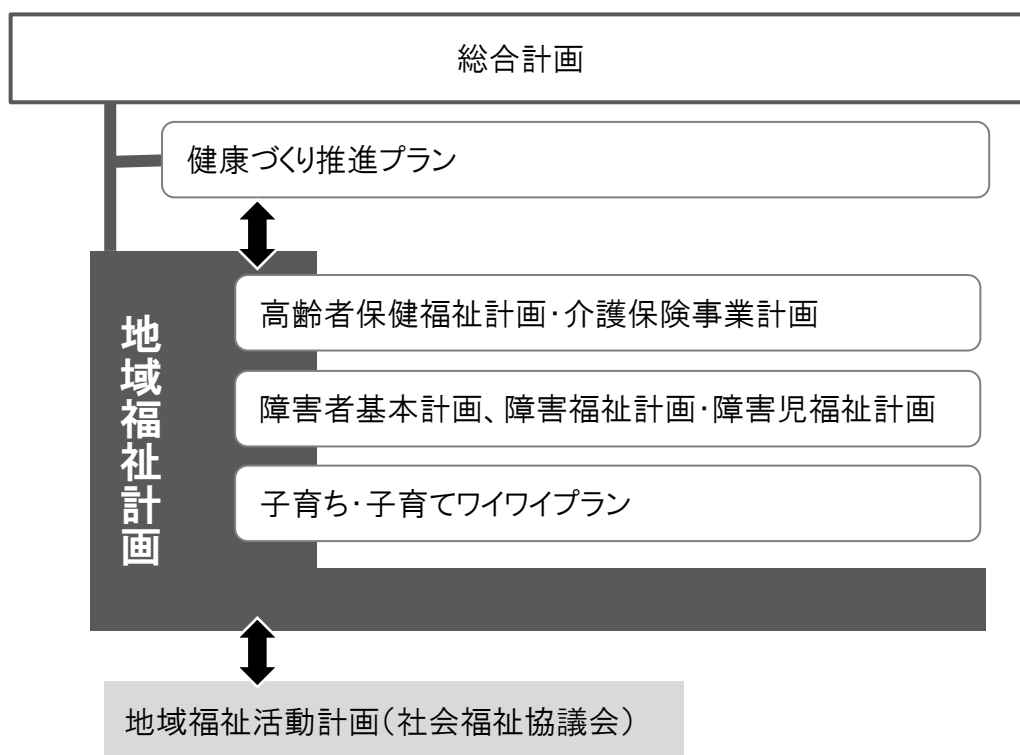
「公助」は税による公の負担、
 「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、
 「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
 これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

3 計画の位置付け

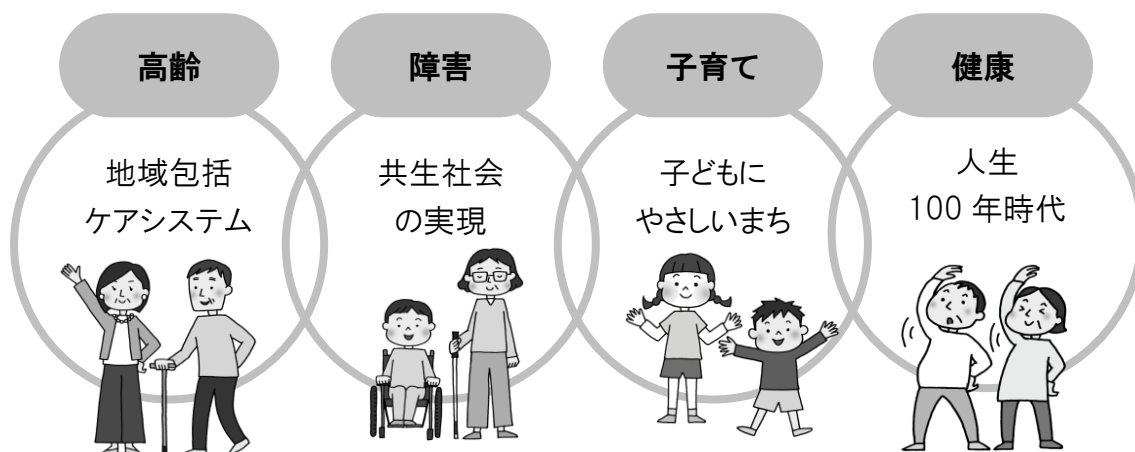
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民とともに策定した「地域福祉活動計画」と、市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■各計画のキーワード



4 計画の期間

本計画は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
健康づくり推進プラン	第2次（平成 25 年度～平成 35 年度）（※1年間の延伸）									
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第三次					第四次				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期			
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画					第1期			第2期		
子育て・子育てワイワイプラン	第2期（平成 27 年度～平成 36 年度）									

5 計画の策定方法

本計画は、次のような過程を経て策定してきました。

(1) アンケート調査

- ①市民:1,270 件回収
- ②民生委員・児童委員:137 件回収

(2) 地区懇談会 (4地区で開催)

延べ 328 人参加

(3) 団体・事業者調査

- ①団体:12 団体回答、7 団体ヒアリング
- ②事業者:15 事業者回答、8事業者ヒアリング

(4) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

平成 29 年度:全3回実施
平成 30 年度:全8回実施

(5) パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント:3件
市民説明会:2回開催(延べ 30 人参加)

(1) アンケート調査

本調査は、計画の策定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の 18 歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成 29 年 11 月 6 日～11 月 27 日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.9%

(2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたりため実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	平成30年1月16日	22人
		第2回	平成30年1月23日	中止(天候不順)
		第3回	平成30年1月30日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	平成30年1月17日	24人
		第2回	平成30年1月24日	20人
		第3回	平成30年1月31日	18人
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	平成30年1月18日	26人
		第2回	平成30年1月25日	20人
		第3回	平成30年2月1日	18人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	平成30年1月19日	27人
		第2回	平成30年1月26日	25人
		第3回	平成30年2月2日	25人
全地区合同発表会			平成30年2月16日	80人

(3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布・回収	20件配布、12件回収(60%)	30件配布、15件回収(50%)
ヒアリング期間	平成30年6月15日～6月22日	
ヒアリング	7団体	8事業者

(4) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会

計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

(5) パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会において計画書素案を公表し、市民からの意見を募集しました。

種類	パブリックコメント	市民説明会
期間	平成30年12月15日～平成31年1月14日	平成30年12月18日及び19日
意見	3件	—